

新潟家庭裁判所委員会(第36回)議事概要

第1 日時

令和5年7月19日(水)午後1時30分から午後3時00分まで

第2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】(五十音順、敬称略)

石沢明美、上村都、内山政二、菊池則明、篠田憲男、戸室壮太郎、頓所裕史、西尾和浩、原田宏一、平嶋裕美子、三島亮、村田敏也、横尾良輝、渡邊美香

【委員以外の裁判所出席者】

河野文彦裁判官、依田弘太郎事務局長、宮崎聡首席家庭裁判所調査官、樋口豊首席書記官、尾杉祐治佐渡支部主任書記官兼庶務課長(リモート)、西村知恵主任書記官、皆川貴夫佐渡支部書記官(リモート)

第4 テーマ

成年後見制度の利用促進に向けた最近の取組について

第5 議事

- 1 定足数の確認
- 2 委員の構成の確認及び出席委員からの自己紹介
- 3 テーマについて

委員長から、本日のテーマの設定趣旨について説明があった。

- 4 テーマに関する説明等

河野文彦裁判官が成年後見制度の利用促進に関する最近の取組について説明した後、尾杉祐治佐渡支部主任書記官兼庶務課長が佐渡支部における市民後見人の実情を紹介した。

- 5 意見交換

(委員)

私の病院にも認知症患者の方がたくさんいて、人生の最後までという方がおられます。成年後見人が不足しているというのは、あまり今まで認識していな

かったのですが、なり手がいないのは報酬の問題ですか。それともPR不足とお考えでしょうか。

(委員)

私も成年後見人、監督人を20件から25件くらい担当しています。今のなり手不足というところはいろいろな問題があると思うのですが、もはや絶対的なものというように理解しております。先ほどもお話がありましたが、御本人が亡くなるまでずっと続くので、一度引き受けるとその方が亡くなるまでずっとその方の財産管理を続けていかなければならないと。10年くらい前では一人の手持ちが10件でも多いほうでしたが、最近は20件を超えたら多いとか、30件を超えたらさすがに無理じゃないかと言われていています。一人が受け持てる件数に限りがありますが、弁護士自体は毎年増えているわけではないので、申立件数が増えてしまうと、弁護士としても受けきれなくなってしまう。新潟市にある本庁についてはまだ多少余力があるのかもしれないですが、支部については弁護士がもともと少ない中で申立件数が増加しているので、そもそも受けきれないといった事情があると認識しています。弁護士会としては、どうしても受けなければいけません、担い手不足はあるのかなと考えております。

(委員長)

需要が多いということはありませんよね。今のお話だと、いったん引き受けると長いので、新たに引き受ける余裕がないというところもあるのですよね。

(委員)

そうですね。弁護士が後見人に就くような事案は遺産分割協議が入っていたり親族間の調整が必要であったりとか、初動が大変なケースが多いのではないかと思います。一、二年やってだいたい本人の生活が安定した状態にあっても、なかなか後見人の交代が難しい。身上保護がメインになったので社会福祉士の方をお願いしたくても、社会福祉士の活動は多岐に渡るもので、なかなかそちらはそちらで担い手不足となると、そのまま弁護士がやり続け、新件を引き受けられなくなってしまう。報酬については多少そういったところはあると思いますが、いわゆる困難なケース、身寄りがいない方や生活保護を受給されている方については、初動だけでなくそのあとの調整もかなり大変にな

るので、案件に割く労力がかなり多くなってきて、報酬が少ないとなると、気持ちの面でなかなか請けられないというのもあると思います。

(委員長)

逆に、利用をためらう理由として、国民の皆さんの間で、報酬が必要だからという懸念があるようです。報酬がないと成年後見人の担い手がいなくなる、でも利用者としては報酬を気にしなければならないという、難しいバランスが求められるところではあります。

(委員)

最初に担い手不足というお話を聞いて、弁護士一人当たり20件から30件を受け持たれているとのことですが、かなりお持ちになっているなど。となると、根本的に弁護士の数を増やすということにはならないのでしょうか。

(委員)

弁護士も全員が20件を持っているわけではありません。ただ、最近は最低でも10件持っている弁護士がだいぶ増えてきています。一方で、後見人活動を行っていない弁護士もおります。

(委員)

後見人を請けようと思うと、それはそれで専門的な知見が必要になってくると思いますので、なかなか簡単に引き受けられないとは思いますが、制度的な問題があるのかなと思います、いかがでしょうか。

(裁判所出席者)

物理的に専門職が不足しているという実情があるのかなと思います。弁護士会のお話がありましたが、他の主たる担い手である司法書士会、社会福祉士会も含め、いずれも後見制度の利用者の増加数に比して後見人等を担う登録者の数が増えずに、一人一人の持つ件数がだんだん多くなってきているという状況です。後見人は、本人に会いに行ったりするなど物理的に労力を要する事務もあるので、担当する件数にもおのずと限界があります。

それを直ちに解決できるかということ、一つは別の専門職、例えば行政書士の方だとかに後見人を担ってもらえるかどうかということになりますが、専門的な研修であったり、一定の知見や能力が担保されていないと裁判所としては自信を持って選任できないということがあります。そういった中で専門職以外の市

民の方に給源を求める取り組みが何とかできないかと考えているところです。

報酬については、国での議論などを見ていると、専門職の人に対しては、働きぶりに見合った報酬がこれで足りるのかと思う一方で、利用者からは報酬の支払が負担であるとか、あるいは後見人の働きが報酬に見合っていないといった声もよく聞かれるところですので、非常に悩ましい問題です。もう一つが、本人の財産から報酬を出さないといけないところがありまして、端的に言うと、お金のあまりない方が潤沢な報酬を出すのが難しいため、後見人が頑張ったからいくらでも支払えるという制度にはなっていないことから、我々も非常に悩んでいるところでございます。

(委員長)

逆に親族が後見人をやって報酬をもらうというケースもありますが、これは全てを親族に任せるわけにはいかないですかね。

(裁判所出席者)

10年以上前の話をすると、親族が後見人になる率が高かったのですが、一時期親族後見人による不正が社会的に問題になりまして、裁判所も監督をしていたものの不正が急増した時代がありました。その頃から専門職を積極的に後見人に選任する流れがありました。その後、裁判所でも監督を工夫するなどして不正は減りましたが、今でも7割くらいが専門職の後見人である状況が続いています。利用促進の取組の中では、親族が一定の適切な支援を受けられれば、不正などせずきっちり後見人として仕事をしていただけるので、後見人を積極的に選任するという議論もあるのですが、統計的には親族後見人は減っています。理由としては遠方に住んでいたり専門職に任せますという人が多く、親族で後見人になりたいという人がだいぶ減っているのではないかと考えています。

(委員長)

自分が将来相続人になるので、本人のお金を自分のお金と思っている人が結構いらっしゃいますし、きょうだい間でいろいろな問題をかかえると、親族後見人がきちんとやっても、きょうだいから、本人のお金を取っているんじゃないかといわれる。後見人を自分がやるとか、押し付けあうとか、そういった問題が出てきます。後見制度が逆に家庭内の紛争を招くようなことになって

もいけない。そういった点も裁判所は考えて、誰を後見人にするか考えているところですよ。

(委員)

先ほど佐渡の実情を紹介していただきましたが、新聞記事ですと、中核機関の設置がまだ7市町止まりということでしたが、今はどのくらい進んでいるかはわかりませんか。

(裁判所出席者)

中核機関は徐々に増えてきています。現時点で15市町が整備したか整備予定です。さらに令和6年には数か所増える予定と聞いています。県のほうでそのあたりを調査して公表する予定と聞いていますけれども、我々が聞いているところですよとそれくらい徐々に増えてきているという状況です。

(委員長)

全国からみると新潟県は進んでいるほうなのか、そうではないのかという点ではどうですか。

(裁判所出席者)

かなり地域差があるので新潟県だけ示すのが難しいですが、新潟市をはじめとして比較的規模の大きいところは令和5年度で中身も含めてかなり整備されると聞いています。小規模の自治体については整備が難しいところはかなりあって、新潟県のほうでどこまでやっていただけるかという状況です。新潟県の達成状況は平均的だと厚生労働省のほうでされています。

(委員)

先ほどのお話の中でもあったように、制度の見直しに向けて専門家の議論も進んでいると思いますけれども、見直しのペースというのは早まったりしないのでしょうか。未成年後見の問題もありますし、ヤングケアラーの問題もあります。児相の支援だとか、社会福祉や医療のケアとか、そこに非行が絡んできたりすると、トータルで見てあげないと、なかなか救いの手を差し伸べるといっても現実的に救えないというケースがでてくると感じているのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

(委員)

未成年後見人の相談もそう多くはないですが、親御さんが離婚していてどち

らかの親権を持った親御さんが病気で亡くなるということも時々ありまして、未成年後見人の選任申立に導くというようなことはあるんですけども、未成年後見人は18歳で切れてしまいますので、そのあと成人されても何らかの支援が必要だなという考えはあります。

(委員長)

確かにトータルでケアしなければいけないところはあるのでしょうけど、なかなか組織間での協力体制はまだまだ不十分だと感じています。

(委員)

そういう意味では佐渡の取組は非常に重要だと思います。

(委員)

佐渡は法テラス佐渡の弁護士が、各機関に声掛けをして最初の発足に関わってくれました。その後も法テラスやひまわり基金が中心となって取り組んでくれたおかげで、全国的にも珍しいというか参考になるのかなと思っておりすが、ある程度小規模だからこそ顔が見える関係というところがあるかと思っています。新潟市でこれをやろうとすると、規模が大きすぎて時間と労力がかかるかなと思います。一方で、先日阿賀町の市民後見人の養成の講師を務めてまいりましたが、阿賀町も市民後見人の養成にかなり力を入れてやっているところではあります。

(委員)

給源は司法書士などだけでは相当厳しいという実情がうかがえます。その中で佐渡の市民後見人の事例はいいなと思いましたが、果たして市民の方ほどのような方がどんな形でなることができるのか。その人も属人的になってしまうので、その後引き継いでいくことの重みが、だいぶ大変なんだろうなと思います。給源を増やしても、誰が担当するかを抜本的に整理しないと難しいのかなと思います。

(委員長)

今のお話を聞かれて、属人的なものというか、組織的なもので引き継いでいけるような、そのあたりの感触はいかがでしょう。先ほど養成講座で、どんどん人も増えてきているということもありましたけれども。

(裁判所出席者)

佐渡市で行われている市民後見人養成講座では、基礎講座と実務講座とを併せて20講座くらい、ほぼ10か月程度を要しまして養成に当たっているとうかがっています。各講座については、社会福祉協議会の職員さんもそうですし、弁護士、司法書士、社会福祉士さんが講師となって、実務的なものに至るまで非常に詳しい講義をされております。御参加いただいている方々は、御自分で応募されて参加しているわけですが、非常に熱心に取り組んでいらっしゃるとうかがっております。実際に、そういった講座に応募されてくる方の多くは福祉関係に興味を持たれている方や、実際に福祉関係で働いている方もいらっしゃいますし、定年退職した後に社会貢献されたいということで意欲を持って参加されている方もいるとうかがっています。

実際に、市民後見人のどなたを充てるかにつきましては、この前見学してきた受任調整会議で、市民後見人としてこの事件を担当しますという判断とは別に、数ある市民後見人の中から実際にどなたに任せるのかというマッチングを検討する機会を設けていました。例えば、被後見人がどの地区にお住まいなのか、どういう仕事、経歴をお持ちなのか、さらには趣味はどのようなものなのか、まずは後見人になる方と被後見人の相性といいますか、信頼関係の構築が一番ですので、そのあたりまで検討してより最適な後見人の選定に当たっていました。それであるがゆえに、被後見人からの信頼を得られているし、後見人になった方のやりがいに繋がって、非常にうまく機能しているのかなと思います。後見人は仕事をしていく中で、日々疑問などが生じてくると思いますが、日々、後見センターをはじめ、家裁も微力ながら協力させていただいております。うまく回っているという感想を持っております。

(委員)

私は普段から後見人の選任や監督について事務を担当しております。後見人の給源の問題について感じたことですが、先ほど委員からも御説明がありましたが、弁護士一人当たり20件、あるいは30件に近い件数を担当されている状況で、もう限界に近いという状況はよく感じているところですが、後見人を選任する側とすると、ある程度紛争性の高い事案は弁護士の方が頼りになるので、弁護士に選任を依頼するという傾向になりがちです。ただ、選任された後もずっと後見人事務をするということは相当な負担になることは間違いないと

思います。なので、ある程度初動の大事な部分を担当していただいて、終わったのであればその後親族後見人であるとか、あるいは市民後見人であるとか、徐々に移行していけるといいなと個人的には感じています。そういった意味では、制度の変革など考えていかなければいけないと感じています。

(委員)

後見が申し立てられた際に、受理審査で面談をさせていただいておりますので、今後は被後見人や親族の方の状況を見て、専門職がいいのか親族後見人で対応できるのかを意見したいと思います。

(委員)

成年後見制度の利用がなかなか進まない理由として、これまでにお話いただいた気付きの問題があるのでしょうかけれども、そのほかにも一度後見人が就いてしまいますと、その後元に戻るのが大変だという認識が一般社会の中にあるかと思います。被後見人も事理弁識能力が回復するときもあれば、判断が難しいときもあるということで、波があるとうかがっておりますので、判断能力が戻った時にスムーズに成年後見人を外せるようなシステムがあればもっと利用しやすくなると思いました。

(委員長)

制度に柔軟性がないから制度の利用をあきらめるという方は確かに多いと思われる。

(委員)

佐渡支部の市民後見人の取組などをお聞きし、後見人のなり手が足りないことが一番大きな問題だと思いますので、報道機関や広報機関が周知するような取組が既に必要なのではないかと思います。そういった取組を地域ごとにやっ
ていかなければならないのかなと感じました。

(委員)

普段あまり接する機会がなかった話題でしたので、今日は大変勉強になりました。ありがとうございました。

(委員)

後見制度というと、事件化したものなどがあり、最初から弁護士の方を就けていただければよかったなとか思うこともありましたが、本日は大変勉強にな

りました。

(委員)

成年後見制度の名前は知っていましたが、今日詳しく聞かせていただきました。感想になりますが、報酬が少ないという問題や後見人の給源の問題については、こちら側の意識を変えていかないと制度自体が成り立たなくなってしまうのかなと感じています。

(委員)

弁護士の方や社会福祉士、司法書士と挙がりましたが、行政書士の活用というのは考えてよいのではないかと思います。行政書士はかなりの数がありますが、踏み込んだ話になると難しいのかなと思います。

(委員長)

実際にはやっていたい行政書士の方もおられますが、この分野が得意な方は少ないかなという印象です。貴重な御意見ありがとうございます。

(委員)

認知が改善して独り立ちできたらというのはもったもな御意見かと思えます。ただ、高齢とともに認知症が発症してきた方は、時計の針は絶対に後戻りしないのが現実です。ですから、一旦お付き合いしたら人生の最後までということになります。例えば、後見人の立場をもう少し柔軟にバトンタッチすることができる制度があればよいのではないかと思います。それからお話をうかがいまして、今は民生委員や児童委員はほとんどなり手がいないですね。それとリンクして、ボランティア精神だけではやりきれないような件数が出てきている気がしました。ただ、解決策はありませんが、一発大ヒットというものはないものですから、良かれと思うことは全てやっていくしかないと思います。解決にはならないですが、改善にはなると思います。PRも一つだと思えます。

第6 次回の期日及びテーマ

1 期日

(委員長)

次回期日については、欠席された委員の方も含め、改めてお諮りした上で決定する。

2 テーマ

(委員長)

次回のテーマについても、欠席された委員の方も含め、改めてお諮りした上で決定するが、事前に委員の方から「面会交流について」という御意見をお寄せいただいている。裁判所としては、この「面会交流」を含む「子の監護について」というテーマか、「少年事件における社会資源の活用」というテーマを考えている。